

インドのフィンテック (Fintech)

ITの発展に伴い近年「フィンテック」という言葉が頻繁に用いられるようになった。フィンテックとは「金融とIT(情報技術)を融合した新サービスや、その新サービスを提供する事業者。finance(金融)とtechnology(技術)を組み合わせた造語で、2008年のリーマン・ショック以降、アメリカを中心に発展した概念である。決済、融資、送金、資産運用・管理、会計、保険、仮想通貨、経営・業務支援など、これまで金融機関がほぼ独占していた金融サービスをインターネット、クラウド、スマートフォン、ビッグデータといったITを活用することで、より便利に、より低コストで、より迅速に提供しようという動き全般をいう。」(日本大百科全書より抜粋)

モディ政権は「デジタル・インド」「スタートアップ・インド」などの政策を掲げ、積極的にデジタル化を推進すると同時に起業家精神の高揚を図っているが、一方でAADHAAR(アドハー)¹の普及(人口の99%)やPMJDY(国民皆銀行口座プロジェクト)²によるFinancial Inclusion(皆が銀行取引に参加できるようになること)の進展と相まって、インドのフィンテック普及の素地は整っていると言える。

会計事務所PwCの2017年報告によれば、インドのフィンテックは、2016年11月の高額紙幣廃止をきっかけに伸長をみた決済サービス分野を中心にユーザーを増やしつつある。

インドにフィンテックに対するベンチャーキャピタル投資額は2014年からの2016年までの3か年でそれぞれ163百万ドル、1,580百万ドル(前年比+869%)、388百万ドル(同-96%)と大きく変動しているが、これはほぼグローバルなトレンドに沿っている。2016年の投資額、388百万ドル(約410億円)は、世界のフィンテック投資額の3%程度にすぎず、伸び代は大きいと言える。FINTECHASIAが2017年8月に発表した資料(数字の確証はないが)によれば、資本金ベースでインドのフィンテック企業トップ50社のうち、「代替的貸付」分野18社、決済サービス分野17社、個人資産運用6社、保険5社などとなっている。ミドルウェアやB2B(企業間電子商取引)を活用したソリューションではまだまだフィンテック先進国に後れをとっているといわれるが、巨大な購買層を抱え高い経済成長を続けるインドにおけるフィンテック産業の成長は大きな成長が期待できる分野だ。

主要分野別の現状は以下の通りとなっている。

1) Payments(決済サービス):世界的にはクレジットカード決済が現金決済を上回ったと言

¹ 国民ID制度。12桁のID番号と生体(指紋および虹彩)認証を組み合わせ本人確認を行う仕組み。

² アドハー認証だけで口座開設できる。2018年4月時点で3億1,500万の口座あり。

われるが、インドではデジタル・ペイメントが進展しているとは言え、取引の8割が現金決済されていると推測される（先進国は約2割）。それだけに今後の成長が大いに期待できる。インドのデジタル・ペイメント市場は2016年の500億ドル規模から2020年には5,000億ドル（GDPの15%相当）に拡大すると予想される。モバイル・ペイメント、店舗販売時点情報管理（point of sale）、P2P（peer to peer）送金といった携帯決済が人気を得ている。

他にはRBI（インド準備銀行）が主導し、零細企業や貧困層への銀行口座浸透を目的に作った新タイプの銀行、ペイメント・バンク（payments bank）も2017年から本格稼働を始めており、（貸付を除く）伝統的銀行商品（当座、普通預金、定期預金口座）に加え、モバイル・ペイメント等のサービスを行うハイブリッド型銀行として注目を集めている。現在Airtel Payments Bankはじめ6社が営業を行っている。

2) Alternative Lending（代替的貸付）：決済サービスに次いで投資対象としては大きく、インドのフィンテックで最も成長しているのが代替的貸付だ。GDPの37%は零細中小企業（MSME）によって生み出されているが、同セクターへの貸し出しはそれに見合わず低い。既存の銀行にとって貸出額の少ない個人や零細中小企業は儲けにつながらないからだ。代替的貸付は、こうした層をターゲットに、ネット利用の低コストと簡易かつ迅速な与信審査を武器に売り込みを掛けている。融資の方法は2つあり、1つは事業者が自ら調達した資金で融資を行う形式（Direct Lending）、もう1つはオンライン上「マーケット・プレイス」で融資の仲介を行う形式（Marketplace Lending）である。Direct Lendingの事業者はノンバンクが多く、Marketplace Lendingにおいては銀行その他の金融機関主体である。投資対象としては後者が大きいようだ。

この潜在力を秘めた市場を狙い、2016年までに158のスタート企業が出現したが、競争も激しく、投資を受けられたのは27%に留まっている。しかし、2015年には21案件で103百万ドルの投資が行われ、2016年には、10月時点で33案件、199百万ドルの投資が実現するなどその伸長は著しい。実際、零細中小企業の資金需要に対して2,000億ドルもの供給不足が生じていることや、かつて融資を受けられなかった、ないしは十分な融資が得られなかった人々が多数存在するわけであり、投資家の期待が集まるのもうなずける。

3) Banking Technology（銀行業務技術）：銀行や他の金融機関用のソフトウェア、詐欺、リスクマネジメント・パッケージ、規制コンプライアンスなどのソリューションがある。この分野は、デジタル取引の根底にあるすべての過程連鎖（process chain）をリアルタイムかつ検証可能なシステムに変えていくことができるため、金融機関のフィンテックの基盤となっている。2008年以降74企業が誕生しており、成長分野のひとつとなっている。

4) Insurance Tech（保険業務技術＝InsurTech）：この分野の成長は他の分野と比べて緩やかだ。しかし、フィンテック企業は保険会社に販売改善、コスト削減、より良いリスクマネ

ジメント、事務処理効率といった付加価値を売り込んでおり、成長可能な範囲は広いと言えます。従来から保険業界のイノベーションのテンポは遅いものだったが、消費者の期待の高まりや、技術主導の効率化の利用が容易になったことにより、保険会社は顧客の愛着（customer engagement）度の向上と顧客のライフスタイル全体の改善のためのソリューションを取り入れるようになってきている。また、InsurTechの分野では世界的にIOT（Internet of things=物のインターネット）を取り入れたソリューションが盛んになっている。モノや人間に取り付けられた機器より集めた大量のデータから客先ごとのリスクを分析・評価し、透明性が高く、事故・疾病の防止機能をも備えた保険とそれに見合った保険料を提示することができる。顧客・保険会社双方にとってメリットの大きいソリューションといえよう。

最後に行政側の直近の動きについて触れておきたい。

RBI（インド準備銀行）は監督局横断型のワーキンググループ³を結成しフィンテックならびにデジタルバンキングに関する規制問題全般の研究を進めていたが、2018年2月8日、その報告内容を公開した。

委員会報告におけるKey Recommendationは文末に記載した。

2018年度予算案のスピーチにおいてJaitley財務大臣は、「フィンテックの活用は中小零細企業の発展に資する。財務省内のグループがフィンテック企業の成長のための環境づくりに必要な政策や制度開発策の検討を進めている」とコメントしていたが、この流れに沿って財務省は2018年3月5日、インフォテック運営委員会を発足させた。目的は、中小零細企業のfinancial inclusion強化にどう有効利用できるのかという点のほか、フィンテック関連規制を柔軟なものとする事でインドが他の新興国に較べ強みをもつ分野での起業家精神高揚を視野に入れ、フィンテック発展のための諸課題を検討することだ。

運営委員会の課題は以下の通りとなっている。

- i. 国内外のフィンテック業界の発展を調査し、フィンテックの現状について理解を共有する。
- ii. インドのフィンテック成長に影響を与えている様々な企業に対する規制制度を批判的に分析する。
- iii. フィンテックが重要分野、即ち、中小零細企業への融資、入手可能な住宅（affordable housing）、弱者グループへの各種電子サービス、土地記録管理やその他政府サービスの提供、デジタル・ペイメントへのアクセス・採用、におけるフィンテックの活用を検討し、これらの分野でのフィンテック促進を検討する。
- iv. 規制介入の促進、例えば、特段規制介入を要する分野でのフィンテック強化のための

³ ワーキンググループメンバーは、RBI、SEBI（証取委）、IRDAI（保険規制開発庁）、PFRDA（年金基金規制開発庁）、NPCI（インド決済公社）、銀行および格付け機関（CRISIL）

regulatory sandbox⁴モデル適用。

- v. フィンテック分野でEase of Doing Businessを促進する
- vi. 中小零細企業への融資のためのアプリ開発を目的に、物品サービス税ネットワーク (GSTN) や信用情報会社 (credit information companies/CICs) などのデータ使用方法を検討する。
- vii. (インドのマイナンバー、「Aadhaar」を取り仕切る)「個別識別番号庁 (The Unique Identification Authority of India/UIDAI)」などの政府機関と協調し、企業版の個別識別番号の創設と活用を研究する。
- viii. フィンテック分野において、シンガポール、英国、中国などと国際協力の可能性を検討する。

以上

資料：【RBI ワーキンググループ報告における Key Recommendations】

- ・ フィンテック分野の規制に当たっては、様々なフィンテック商品の内容と金融業界との相互作用をより深く理解し、金融制度へ影響を把握する必要がある。
- ・ 想定されるリスク次第で、規制様式は「ディスクロージャー」から、「大まかな規制監督 (light-touch regulation & supervision)」、「厳しい規制監督 (tight regulation and full-fledged supervision)」までの選択肢がある。
- ・ プラットフォーム (共通基盤) ベースのフィンテックについては、そこにおける固有リスクを詳細に理解する必要がある。
- ・ 各金融分野の規制当局はその分野固有の商品と規制手法を明確にする必要がある。
- ・ 保険業界では契約手続きを時間のかかるマニュアル式からデジタルチャネルに代えて顧客と従業員にパワーを与えるべきだ。
- ・ 保険会社も含めて、(企業内に) イノベーションラボ (innovation labs) を設立し、商品責任者と技術的・分析的リソースとの融合を図る。
- ・ 証券フィンテック商品が市場に出た際、規制当局は商品を査定し、仲介者登録式によるモニタリングにするか、活動規制にするかの検討を行う。
- ・ 保険会社は“保険テック (Insur-tech)”企業・新興企業と協調し、低コストでより良いサービスを加入者に提供する。
- ・ 金融分野の規制当局はフィンテック会社と協調し、適切な規制対応を描くことで、変動する環境に対応した規制監督体制を再構築する必要がある。
- ・ 大きなフィンテック革新の進展に関連する諸課題を洗い出しモニターするとともに、かかる革新が金融システムに与えるチャンスとリスクを評価するために、各規制当局内に専門組織を設ける必要がある。
- ・ フィンテック革新を進展させ、銀行やフィンテック企業が開発したアプリやAPIのテスト

⁴ レギュラトリー・サンドボックスは、「規制の砂場」とも呼ばれ、政府が革新的な新事業を育成する際に、現行法の規制を一時的に停止する規制緩和策をいいます。これは、元々は英国において、フィンテックのイノベーションや競争促進を目的とした「プロジェクト・イノベート (Project Innovate)」の施策の一つで、革新的な商品・サービス等の育成に向け、政府が事業者に対して、現行法を即時適用することなく、安全な実験環境を提供することでイノベーションを促進する取組み。(iFinance 日本経済用語集より抜粋)

イングを行うための環境作りが必要である。

- ・ 明確な場所と期間を定めてレギュラトリー・サンドボックス/イノベーション・ハブのための適切なフレームワークを導入すべきである。そこでは他国の規制領域で実施されているものと同様にインドの状況に合わせて金融分野の規制当局が効率化アップやリスク管理を行い、消費者のために新たな機会が作れるよう必要不可欠な規制支援を行う。
- ・ IDRBT (銀行技術開発研究所) の研究機関としての特殊な立場やその実際の活動内容に鑑み、IDRBT は RBI と協調してレギュラトリー・サンドボックスを創設、維持するのに役割に適している。この仕組みにより革新企業が銀行/支払機能を活用したソリューションを模索し、採用に結びつける支援ができる。IDRBT は新しい商品やサービスのテストにおいて引き続き RBI、銀行、ソリューション提供企業と協調し、一定期間後にはその研究所の基盤と人材をグレードアップして本格的なレギュラトリー・サンドボックス環境を提供できるかもしれない。この点について RBI は積極的に IDRBT を支援する。
- ・ 未来を見据えると、デジタル金融業の持続的発展のためには規制および法的改革が不可欠だ。
- ・ 規制当局、既存業界の企業、顧客、フィンテック企業間の協調により従来以上にダイナミックで強固な金融サービス業界の発展が可能になる。
- ・ 規制当局は、現行の規制機能より効率的かつ効果的に規制要件を伝達するために Reg Tech⁵ の手法を使うことを検討する。
- ・ 規制当局の組織体系と人材慣習はイノベーションによる諸問題に対応すべく再構築すべきである。
- ・ 独立したデータ保護法およびプライバシー法が必要。
- ・ 銀行や規制対象企業はフィンテック企業と協調して顧客満足体験 (customer experience) とオペレーショナル・エクセレンスを向上させることを奨励する。また支払い、データ分析、リスク管理といった分野でフィンテックの活用を検討すべきである。
- ・ フィンテック企業はまだ初期段階にあるが、急速に成長しているため、企業が売上の一定割合をデジタル・ペイメント活用のビジネスから得た場合、租税補助を受けられる仕組みを検討する。
- ・ 全ての規制当局は、顧客の教育・意識向上のニーズに重点を置かなければならない。
- ・ フィンテック企業の自主規制機関 (設立) を推奨する。

—了—

⁵ RegTech (レグテック) は規制 (Regulation) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で、2015 年くらいから英国・米国を中心に使われ始めたキーワードです。主に新しい IT を活用して複雑化・高度化が進む金融規制に対応する金融 IT ソリューションを指しています。(野村総研サイトより抜粋)

<p>本レポートは情報提供のみを目的として作成したものであり、何らの行動を勧誘するものではありません。 ご利用に関しては、すべてお客さまご自身でご判断くださいますよう、よろしくご申しあげます。 本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成していますが、当行はその正確性を保証するものではありません。 本レポートのご利用によりお客さまがいかなる損失、損害を受けられても当行は一切の責任を負いません。 本レポートはお客さま限りでご利用くださいますようお願いいたします。</p>
